

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 4 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380005

研究課題名(和文)法曹法的記録類の活用による近世裁判システム形成・発達史の研究

研究課題名(英文)A historical study of formation and development of the judicial system in early modern Japan by utilizing records of professional law

研究代表者

神保 文夫 (JIMBO, FUMIO)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：20162828

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：各種の法曹法的記録類を活用して、江戸幕府及びいくつかの藩における裁判システムの形成・発達史の諸側面を究明した。(1)幕府法に関しては、評定所、寺社奉行所、京都町奉行所などにおける吟味筋・出入筋の裁判手続とその運用実態(司法統計を含む)について考察した。(2)藩法については、名古屋藩の「盗賊御仕置御定」や仙台藩の「評定所格式帳」の写本を新たに見出し、これらの藩における刑法法源の流布状況や、立法史における意義を考察した。

研究成果の概要(英文)：Utilizing various records of professional law, this research accomplished to clarify several sides of formation and development of the judicial systems of the Tokugawa Shogunate and some Hans. (1) Concerning the Tokugawa law: clarified criminal and civil procedures and their practice (including judicial statistics) of Hyojosho(Conference Chamber), Jisha-bugyosho(Temples and Shrines Commissioner), Kyoto Machi-bugyosho(Kyoto Town Commissioner), etc. (2) Concerning Han laws: discovered new manuscripts of "Tozoku-oshioki Osadame" (Written decisions of punishment for thieves, Nagoya-han) and "Hyojoshō Kakushiki-cho"(Formal book of Conference Chamber, Sendai-han), and considered the circulation of the legal sources of criminal law in these Hans and their significance in the legislative history.

研究分野：日本法制史

キーワード：江戸幕府法 藩法 法曹法 判例集 法実務書 評定所 吟味筋 出入筋

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、これまで江戸時代の裁判制度を主要なテーマの一つとして、研究を積み重ねてきた。とりわけ科学研究費の交付を受けて行った研究では、判例集や法実務書等の分析を通じて、「実務法学」と呼ぶべき法的処理技術の体系が遅くとも江戸時代後期の幕府法には形成されていたことを明らかにするとともに(平成13~15年度基盤研究(C)(2)「江戸時代の法実務及び実務法学の研究」)、日本伝統法のいわば到達点ともいべき近世法曹法の性格や特徴を論じ(平成16~18年度基盤研究(C)(2)「近世法曹法発達史の研究」)、更にそのような法曹法の形成・発達を担った吏員の職制や活動実態を究明すべく研究を進めてきた(平成19~21年度基盤研究(C)「江戸幕府及び諸藩の法曹的吏員の研究」及び平成22~24年度基盤研究(C)「江戸時代諸藩の裁判制度と法曹的吏員の研究」)。これらの研究を通じ、幕藩の裁判制度や法実務の実態等がある程度明らかになったと考えられるが、それにもかかわらず、近世裁判制度の形成・発達史をトータルに把握するためにはなお解明されるべき課題が少なからず残されており、とりわけ以下の二点が当面もっとも重要であると思われた。第一は、幕府の裁判制度に関して、江戸時代前期の状況が未だ十分に解明されておらず、江戸時代前期における法制度の形成が近世法の構造や性格の基本的な部分を規定することになったことを考えるならば、この時期の幕府の法制度形成過程を可能な限り究明することが近世法全体を理解する上で不可欠であること、第二は、幕府法とともに近世日本の主要な法秩序を形成していた藩法に関して、裁判制度に関する研究がこれまであまり進んでおらず、江戸時代の裁判制度の特徴・性格を幕藩制の政治・社会構造と密接に関連せしめて理解するためには、諸藩の裁判制度の形成・発達史を可能な限り明らかにする必要があることである。本研究計画はこのような問題関心に基づいて立案されたものであり、研究代表者のこれまでの研究の内在的発展であるとともに、先学の研究が十分及んでいない部分を補うことを意図したものであった。

2. 研究の目的

本研究計画は、近世裁判制度の形成・発達過程を可能な限りトータルに把握し、その性格や特徴を考えることによって、明治以降西洋近代法の急速な継受を可能にした法文化的基盤が江戸時代にいかに形成されていたかを解明し、近代法への移行に伝統法が果たした役割・意義を歴史的に位置づけるとともに、その限界をも明らかにすることを大きな目標とするものであり、このことは研究代表者のこれまでの一連の研究にも通底するものである。このような目標の達成に資するため、前述した当面する二つの課題に取り組む

ことを、本研究計画の具体的な研究目的とした。すなわち、第一の課題については、吟味筋・出入筋の両者から成る江戸幕府の裁判制度がどのように形成され、確立し、展開したか、その過程をできるだけ法実務の実態に着目しつつ究明すること、また、第二の課題については、地域・領知高・家格等の観点から特徴的と考えられるいくつかの藩を対象として、それらの裁判制度と法源、法実務ないし制度運用の実際を、幕府のそれとも比較しつつ明らかにすることである。

3. 研究の方法

本研究は、何よりも史料による実証を基礎として、これまで十分に解明されていない江戸時代前期からの幕藩の裁判制度形成・発達史とその実際の運用を解明することに主眼があり、単に法令や判例だけでなく、裁判実務を実質的に担った法曹的吏員が作成した法実務書や法曹法的記録類を史料として活用することによって、日常実務のレベルでどのように裁判が行われ、また機能したかを具体的に明らかにすることを目指している。そのためには、各地の図書館・資料館等に所蔵されている未公刊の幕府法史料及び諸藩法史料を調査蒐集し、分析検討することが必要である。今日伝わる近世法制史料は膨大なものがあり、幕府法史料の主要なものは活字翻刻されて研究利用に供されているが、その多くは制定法令を中心とするものであって、判例集ないし裁判記録類で活字翻刻されているものは限られており、裁判実務を担った評定所留役や町奉行所与力などの法曹的吏員が作成した法実務書や法曹法的記録類の大半は未公刊のままである。藩法についても事情は同様であって、これまでに活字化されている藩法史料の多くは法令類を中心とするものであり、近年ようやく大部の判例・先例集などが翻刻公刊されるようになってきたほか、最近編纂される地方史・自治体史の資料編などにも藩法史料が収録される例が増えてきているものの、それらは藩法史料全体から見れば九牛の一毛というべく、とりわけ本研究計画の遂行に必要な裁判関係史料・法曹法的記録類の多くは依然として未刊行のままの状態である。幕府法関係の重要な史料群の多くは東京・京都・大阪などの大学あるいは国公立の図書館・資料館等に所蔵されており、また藩法史料は東京・京都等にもかなり集積しているが、その多くは旧藩庁所在地を中心とする各地の図書館・資料館等に所蔵されていることから、それらの史料を採訪調査し、法実務書や法曹法的記録類の蒐集に努める。もちろん、三年間という研究期間ですべての藩について現地に赴き調査することは不可能であり、そもそも史料の残存状況からいっても現実性がないことは明らかであるから、藩法史料がある程度伝存している藩の中で、代表的・特徴的と考えられるいくつかの藩(たとえば外様大藩、家門、老

中や寺社奉行など幕府要職を務めた御役家、明律系の刑法典を制定した藩など)を選んで調査することとする。それによって、藩法の違いを単に地域的な違いとして平面的に観察するのではなく、大名家の家格や、各種の法情報を入手しうる条件等とも関連づけて理解するとともに、更にそれらを幕府法とも比較することによって、江戸時代の裁判制度史を立体的・総合的に把握することが可能となるであろう。このような研究方法は、研究代表者がこれまでの研究でも実践し、一定の成果をあげてきたものであり、本研究計画においても基本的にこのような方法を採用することとした。

4. 研究成果

三年間の研究期間中に蒐集することができた幕府法及び藩法関係史料は、筆写によるもののほか、マイクロフィルムからの印画約3720コマ、電子複写約520枚、デジタルカメラ撮影約800コマ等にのぼり、このほか江戸・明治初期の法制史料(写本・版本類)126点、市販のマイクロフィルム42リール等を購入した。これらの蒐集史料の整理・分析・検討によって得られた成果のうち主なものは以下の通りであり、(1)～(4)は江戸幕府法、(5)・(6)は藩法に関するものである。

(1) 万治年間の本末出入に関する記録により、江戸時代初期の寺社奉行所ないし評定所の裁判制度運用の一端を具体的に明らかにした。訴状裏書に「於其地不相濟儀二候者」と内済文言が見えることや、「慥成証拠有之者可被出証札、於無之者 公儀二も難御執計旨急度被仰渡候」と当事者に対して確実な証拠の提出を命じていること、「御老中方御評定之上」両寺社奉行より裁許が申し渡されるに至るまでの裁判手続、法廷での審理の様子などをよく窺うことができ、また訴訟当事者が「此公事之対決甚以六ヶ敷事」と記し、「無詮方三日之御猶予御願申上、其日者退出」して「証札添書等之下書及御相談」ぶなど、次の開廷期日に向けて準備をする様子などを仔細に知ることができる。

(2) 江戸時代前期の幕府評定所判例集である「御仕置部類」系判例集は伝存するものが少なく、未だその一部しか活字翻刻されていないが、比較的良質と思われる写本を新たに見出し、既に各地の図書館等で10数点存在を確認している諸写本とも比較しつつ、収録判例全294件について新たに釈文を作成して、貞享・元禄期を中心とする幕府評定所の裁判機関としての活動実態の解明を進めた。また、大半が失われて現在伝わらない、幕府の司法統計に関する断片的史料を新たに複数見出し、そのうち評定所公事訴訟の統計作成・報告の実務に関する史料紹介を中心とする論考をまとめた。

(3) 寺社奉行所に出訴した越後国魚沼郡百姓の出入日記(嘉永二年)により、役所への書類提出や白洲での審問の様子、江戸宿の活

動の一端など、幕末における出入筋の裁判の実態を、部分的にはあるが具体的に明らかにした。法廷外では「江戸出府儘進物無差上不申候、余り永々公辺より御呼出も無御座候、依之御支配様方江右之段お知らせながら進物持参二而……」などと裁判の進捗をはかってもらうために運動したり、寺社への参詣や芝居見物等に頻繁に出歩くなど、公事馴れした訴訟当事者の江戸逗留中の様子もよく窺うことができる。

(4) 京都町奉行所の吟味筋の裁判に関する問答書(天保九年)及び判例若干(自天明三年至天保三年)を収録した法実務書により、従来知られるところが少ない、江戸時代中後期における同奉行所の裁判制度運用の一端を明らかにした。京都独自の先例や判例、慣習等も窺うことができるものであり、このうち問答書の部分を以下に抄記する。

「御仕置筋之義二付、評義之上、依御差図、京都東御奉行所組目付方御館入寺田官左衛門方へ高橋源八中村伴大夫罷越、廉書を以て問合候処、御裁許形之義者三御奉行御評義之上ならでは難御決義二候得共、祖類例右官左衛門より内々挨拶有之候事、一 小盗いたし候者、裁許者初より敲二相成申候義二御座候哉、

譬若品盗取候而も敲二相成候事、且途中小盗いたし候而も同様之事、尤一旦敲二成候上、軽キ盗致し候共、入墨敲之上払、其上盗いたし候者、死罪之事、

[中略]

一 立帰之義、構場所へ罷越候者之義二御座候哉、

右、構場所へ立入候度毎二構場所を広く申渡候事、

一 無宿之者払二相成候節、書付相渡申候義二御座候哉、

若人毎二書付相渡候事、尤認方雛形左之通、

『何国何郡何村

何之誰悴

無宿誰

何歳

何払

右構場所へ立入申間敷候

何月』

一 再入墨と申義御座候哉、

入墨消候ハ、入直候、且入墨之上洛中洛外払二相成、直二御構場所二罷在不立去者、外二悪事も無之候得者、先入墨之際二増入墨之上、山城國中払申渡候事、

[中略]

一 女敲入墨之儀者御座候哉、

女二敲と申候義者無之、敲二相当り候者八過怠牢申付、尤五十敲八十五日、百敲八百日入牢申付候事、且入墨者有之候事、

一 敲入墨者、盗いたし候もの二限り申候義二御座候哉、

盗いたし候もの者勿論、或者術、押借等、且離縁之妻へ手疵為負候者、夫者入墨之上遠国非人之手下と申御仕置有之事、

〔中略〕

一在町方家蔵江盜賊這入候節、刀脇指刀物其外之品二而殺候もの、如何様之義二御座候哉、

右、過而殺候等二も不苦、乱心ものを怪敷者と見損し殺候者者、遠嶋位之事、

一疵人有之趣相聞、右疵所見分之上、下濟申立候八、疵付ケ候もの咎二不及義二御座候哉、

願下ケいたし候八、当人無差構、以来心得違無之様申渡、咎之不及沙汰候事、

一郷町之もの入牢申付候節、牢飯之儀者如何様之義二御座候哉、

日数百日迄者当人差出、其余者被下二相成候事、

一博奕いたし候もの八、如何様之咎二相成候義二御座候哉、

同居人八手鎖申付、家屋敷所持之もの八過料錢申付候事、尤過料錢難差出もの八、縦令八過料五貫文申付候、輕之者は五十日追込候義も有之候、尤一日二百文之見込を以日数追込候事、

一俗二申なめ方、こまのはい之類、盜賊と八違ひ申候義二御座候哉、

盜賊と八違候而、入牢咎、且重は五十敲位之事、往來之旅人を見掛、有合之錫地かねを見せ、細工銀拾ひ取候旨申偽、売払候者、此例致洛中洛外八相見へ候事、

〔中略〕

一拾五歳以下之者盜等いたし候者、如何様之義二御座候哉、

拾五歳以下之もの盜等いたし候者、可相成丈勘弁いたし遣置候事、乍併無余義引合筋等有之、其儘二難差置義有之候者、過怠牢申付候義も有之候事、

一口論之上疵付候もの八、如何様之義二御座候哉、

相応之過料錢又者手鎖等申付候事、尤手足不自由二相成候もの八中追放、且渡世難致程之怪我二候者、一等も二等も重ク申付候事、

但、女面体二疵付ケ候者八、是又同様之事

〔下略〕

(5) 名古屋藩の刑事法規集(写本三冊)を見出し、これによって同藩の刑法法源の流布状況を知る手掛かりを得た。第一冊「輕科并盜賊御定」には「輕科御定」及び「盜賊御仕置御定」(いわゆる「寛政年御定」)、第二冊「博奕御定」には「博奕賭之諸勝負いたし候者御仕置御定」、第三冊「御家御定」には「盜賊博奕之外御定」・「道中筋二而旅人之諸色并往來之諸荷物等盜候者御仕置御定」・「諸荷物二重売并取次可遣品質二置又ハ売払或ハ金

銀致横取候者御仕置御定」その他が収録されており、殊に「盜賊御仕置御定」(「寛政年御定」)は同藩刑事裁判の最も重要な法源であったとされるが、これまで少数の写本しか存在が知られておらず(林董一『尾張藩公法史の研究』日本學術振興會、1962年、692頁以下参照)それほど広く流布したものでなかったと考えられている。しかるに今回発見した写本は、編纂過程等の詳細は不明であるが、重要な刑事法規だけを収録したものであり、比較的良質なテキストであることから、正確な法情報入手し得る立場にある者によって作成された写本である可能性が高いものと思われる。

(6) 仙台藩の「評定所格式帳」も伝本の知られるものが少ないが(藩法史料叢書刊行會編 吉田正志担当『藩法史料叢書3 仙台藩(上)』創文社、2002年、19頁以下参照)その制定時に近い形を示すものと思われる写本(表題は「評定所格式牒目録」)を新たに見出し、同藩刑法法源としての立法史的観点からこれを検討した。この写本は表紙に「明和元甲申年三月/東奥仙余田庄/遠北横住/湧和泉多賀氏/福敬判」と記し、本文の末尾には「立歸者之類」として七名の武士の姓名を列記している(元禄十一年十一月廿二日二名、同拾五年十二月廿九日一名、同八年十二月廿一日四名、いずれも流罪)。目録の冒頭部を抄記すれば以下の如くであり、「元禄一六年の編纂時点の姿を示していると思われる……『天下評定記録』と題する写本」(吉田・同前書、21頁)に近いものであることから、成立時の原法文を確定するために有用な写本であるといえる。

「評定所格式牒目録

一御政務始評定始立合始之格

一評定日之格

一立合日之格

一穿鑿日之格

一御詮儀相止候格

一御仕置申渡格

一御詮儀之内御預等之格

一揚屋座牢江入候者之格

一拷問之格

一牢屋之格

一質物預金出入之格

御仕置之格

〔下略、「一人殺之格」以下「一赦に被仰付候者之格」までの44項目、「一生類損シ候者之類」を含む〕

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

神保 文夫、評定所の公事訴訟数に関する若干の史料 江戸幕府司法統計の断片、法史学研究会会報、査読無、20号、2017(掲載決定)

神保 文夫、(書評と紹介)坂本忠久著『近世江戸の都市法とその構造』、日本歴史、査読無、804号、2015、pp.105-107

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

神保 文夫 (JIMBO, Fumio)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20162828

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし